

宇治市監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和4年5月26日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

松峯 茂

- 1 監査の結果を公表した日
令和4年3月28日（宇治市監査委員公表第5号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 産業地域振興部 観光振興課

監査期間 令和4年1月5日～令和4年2月18日

	監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1	<p>観光センター使用料収入状況について</p> <p>前回定期監査に引き続き、使用許可手続の不備が見受けられた。指定管理者の管理監督の徹底を求める。</p>	<p>委託者及び受託者間において令和4年3月1日に委託契約書の再確認を行い、今後の適正な事務執行について認識を一致させました。また、申請書や許可書の記入例を作成し、令和4年3月1日に受託者の事務担当者へ周知を行いました。</p>

監査対象 産業地域振興部 産業振興課

監査期間 令和4年1月5日～令和4年2月18日

	監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1	<p>産業会館使用料収入状況について</p> <p>収納事務受託者による使用料の収納及び調定に遅れが見受けられた。</p> <p>また、前回定期監査に引き続き、使用許可手続の不備が見受けられた。収納事務受託者及び指定管理者の管理監督の徹底を求める。</p>	<p>収納事務に遅れが生じないよう指定管理者を指導するとともに、速やかに調定を行い適切な事務処理に努めています。また、指摘があった展示ケースの使用許可手続の不備については、指定管理者と協議のうえ、運用を変更して、展示ケース使用の際には、会館使用料と同様に指定管理者が窓口で使用申請の受付及び収納、使用許可を行うよう事務フローを整理しました。</p>